

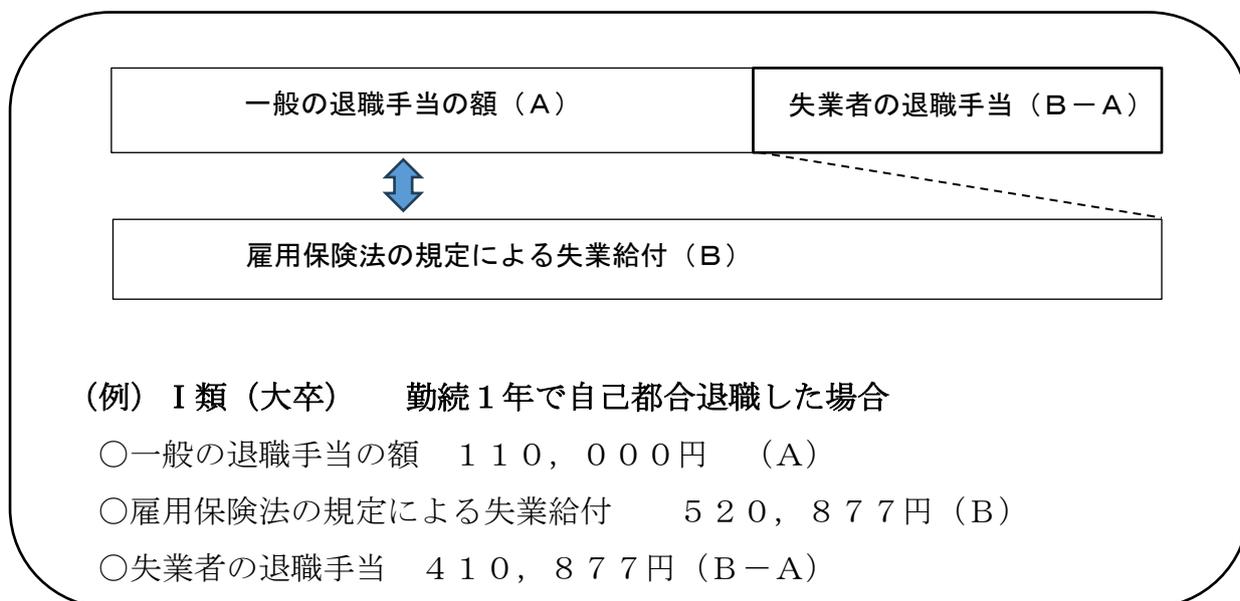
## 杉並区職員の退職手当に関する条例の改正について

このたび、雇用保険法の一部改正に準じて、就業促進手当に相当する退職手当の支給要件を改める等の必要があるため、杉並区職員の退職手当に関する条例を改正する。

### 1 失業者の退職手当

#### (1) 制度の概要

一般の退職手当の額が雇用保険法の規定による失業給付に満たない場合には、その差額分を失業者の退職手当として、失業の認定を受けた日について支給する。



#### (2) 支給額の計算方法

支給額 = 基本手当日額 × (所定給付日数 - 待期日数)

※基本手当日額は、退職前6か月間の給与総額(給料及び各手当)を基に計算

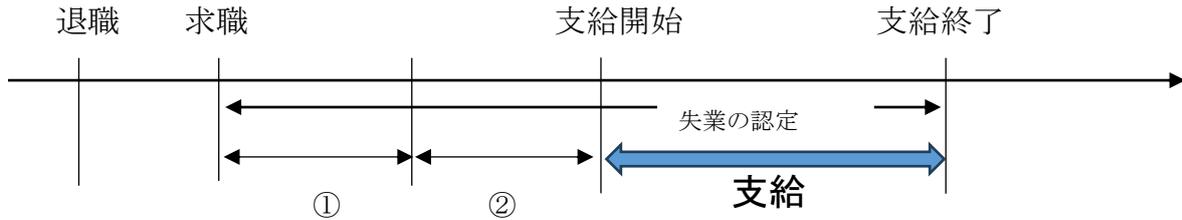
※勤続10年未満で退職の場合、所定給付日数は90日

※待期日数 = 支給済の退職手当額 ÷ 基本手当日額

#### (3) 失業者の退職手当の支給の流れ

退職者が求職の申し込みをした日から起算して、雇用保険法の給付制限期間及び待期日数を経過後、失業者の退職手当を支給する。

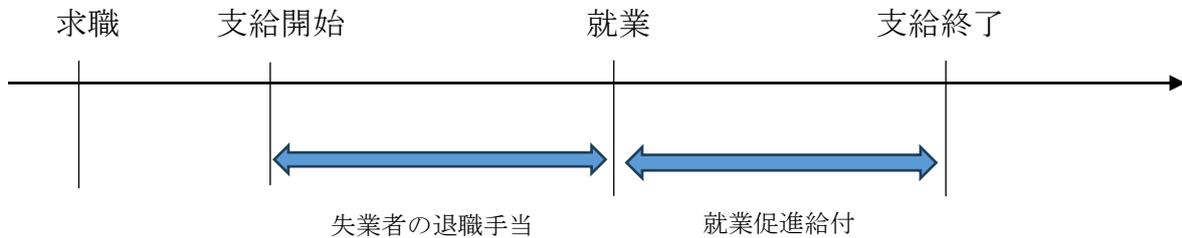
## 【失業者の退職手当の支給の流れ】



- ① 雇用保険法の給付制限期間（自己都合の場合2か月）      ②待期日数

## 2 就業促進給付の支給（今回の改正点①）

失業者の退職手当の支給期間において職業に就いた者は、一定の要件に該当する場合において、失業者の退職手当の支給日数内で就業促進給付を支給する。



※就業促進給付：現行の雇用保険法における就業促進給付のうち就業促進手当として、再就職手当、就業手当などがあり、安定した職業に就いた場合は再就職手当、再就職手当の対象とならない常用雇用以外の形態で就業した場合は就業手当を支給する。

➡<今回の改正点①>就業手当の廃止（条例第15条）

## 3 地域延長給付の支給（今回の改正点②）

一定の理由に該当する退職者のうち、雇用機会が不足する地域（青森県：五所川原、高知県：いの）※に居住し、その他の要件に該当する場合、所定給付日数を延長する。

※令和5年7月指定時点

➡<今回の改正点②>暫定措置の適用期限を2年延長（条例附則第21項）

## 4 杉並区における直近5年間の支給職員

失業者の退職手当：2名

なお、就業促進給付及び地域延長給付にかかる手当の受給実績はない。